

## 会社解散命令——現状評価と活用に向けての考察

2022/7/4

東京大学社会科学研究所教授

田中 亘

## 目次

- 1 会社解散命令制度（会社法 824～826 条）の概要
- 2 制度の利用状況
- 3 制度活用への期待と課題

## 1 会社解散命令制度（会社法 824～826 条）の概要

**（会社の解散命令）**

**第八百二十四条** 裁判所は、次に掲げる場合において、公益を確保するため会社の存立を許すことができないと認めるときは、法務大臣又は株主、社員、債権者その他の利害関係人の申立てにより、会社の解散を命ずることができる。

- 一 会社の設立が不法な目的に基づいてされたとき。
- 二 会社が正当な理由がないのにその成立の日から一年以内にその事業を開始せず、又は引き続き一年以上その事業を休止したとき。
- 三 業務執行取締役、執行役又は業務を執行する社員が、法令若しくは定款で定める会社の権限を逸脱し若しくは濫用する行為又は刑罰法令に触れる行為をした場合において、法務大臣から書面による警告を受けたにもかかわらず、なお継続的に又は反覆して当該行為をしたとき。

（2 項～4 項 略）

趣旨：「会社の設立について準則主義がとられている関係上、社会的意義のある会社のみが設立されるとは限らず、場合によっては、会社制度が濫用され、会社が期待された社会的任務を果たさず公益を害することもありうるため、このように会社制度が濫用された場合には、裁判所が公益の代表者である法務大臣又は利害関係人である株主等の請求により会社の解散を命ずることができることとしたものである。」<sup>1</sup>

・会社法 824 条 1 項 1 号から 3 号のいずれかの事由に該当することに加え、「公益を確保するため会社の存立を許すことができない」ことが要件。他の手段（業務執行者の解任、損害

<sup>1</sup> 大阪地判平成 5・10・6 訟月 40 卷 7 号 1385 頁（控訴棄却・大阪高判平成 10・1・29、上告棄却・最判平成 14・9・26。豊田商事国家賠償請求事件）。

賠償、刑罰、営業停止、免許の取消しその他の制裁)によっては公益を確保できないことが必要であると解されている<sup>2</sup>。

・「公益」とは、必ずしも国家または社会全般の利益の意味に限られず、株主・社員・会社債権者など会社をめぐる利害関係人の一般的利益でも差し支えない<sup>3</sup>。

・会社法 824 条 1 項 3 号の事由に該当するためには、法務大臣から書面による警告をしたにもかかわらず、当該行為が反復・継続されたことが必要。解散命令は「会社に対する死刑宣告」であるから、慎重を期するためにこの要件が設けられたとされる<sup>4</sup>。

### (会社の財産に関する保全処分)

**第八百二十五条** 裁判所は、前条第一項の申立てがあった場合には、法務大臣若しくは株主、社員、債権者その他の利害関係人の申立てにより又は職権で、同項の申立てにつき決定があるまでの間、会社の財産に関し、管理人による管理を命ずる処分（次項において「管理命令」という。）その他の必要な保全処分を命ずることができる。

**2** 裁判所は、管理命令をする場合には、当該管理命令において、管理人を選任しなければならない。（3 項～7 項 略）

・会社が解散されると、裁判所によって選任された清算人により（会社法 478 条 3 項）、清算手続が行われることになる。本条は、解散命令を予期して会社財産の隠匿その他不正行為が行われる恐れがあるため、それを阻止して会社財産を保全する趣旨である<sup>5</sup>。

### (官庁等の法務大臣に対する通知義務)

**第八百二十六条** 裁判所その他の官庁、検察官又は吏員は、その職務上第八百二十四条第一項の申立て又は同項第三号の警告をすべき事由があることを知ったときは、法務大臣にその旨を通知しなければならない。

・法務大臣には解散命令の要件の存否を認定するための調査権限が与えられていない<sup>6</sup>ことを踏まえ、法務大臣に通知する者は、事実認定に足りる証拠を添えて通知すべきである<sup>7</sup>。

<sup>2</sup> 岩原紳作編『会社法コンメンタール(19)』（商事法務、2021）75 頁 [出口正義]。

<sup>3</sup> 岩原編・前掲（注 2）81 頁 [出口]。

<sup>4</sup> 岩原編・前掲（注 2）81 頁 [出口]。

<sup>5</sup> 岩原編・前掲（注 2）85 頁 [出口]。

<sup>6</sup> 前掲（注 1）大阪地判平成 5・10・6、大森淳「会社の解散命令—特に法務大臣による警告を中心にした—考察—」旬刊商事法務 1047 号（昭和 60）2 頁、6 頁。

<sup>7</sup> 前掲（注 1）大阪地判平成 5・10・6、大森・前掲（注 6）6 頁。

## 2 制度の利用状況

### (1)利用状況

- ・「従来、解散命令はほとんど活用されてこなかった」といわれる<sup>8</sup>。
- ・法務省提供データによると、平成27年～令和3年の9年間で、解散命令の申立件数（法務大臣が裁判所から通知等を受けたものに限る）は9件（年0～3件）<sup>9</sup>。

※平成20年の第21次国民生活審議会総合企画部会「生活安心プロジェクト」（行政のあり方の総点検）「守る」ワーキンググループ（座長・上村達男早稲田大学教授）に提出された法務省資料では、「最近の解散命令の申立件数は、毎年3件から4件で推移しており、平成16年以降の4年間では、合計13件」とある<sup>10</sup>。この時期と比べても減少している。

- ・LEX/DBインターネットで公判裁判例を検索すると、適用条文が「会社法824条」である裁判例は1件もなし。前身である明治32年商法（昭和25年改正前）47・48条および同法（昭和25年改正後）58条に関する裁判例は7件見つかるが、戦後の裁判例は3件のみ<sup>11</sup>。うち1件は、法務大臣が解散命令の申立てをしなかったことについて国家賠償請求がされた事件（豊田商事事件。結論は請求棄却）<sup>12</sup>。残り2件は解散命令の申立事例であるが、いずれも私人からのものである（1件は申立認容<sup>13</sup>、1件は申立適格がないとして却下<sup>14</sup>）。
- ・会社法824条1項3号による解散命令の申立ては、法務大臣の警告が要件になるが、昭

---

<sup>8</sup> 岩原編・前掲（注2）76頁〔出口正義〕。上柳克郎ほか編代『新版注釈会社法(1)』（有斐閣、昭和60）166頁〔島十四郎〕も、「この制度〔解散命令制度〕は實際上ほとんど全く活用されておらず」と述べている。

<sup>9</sup>法務省「会社法上の解散命令について」（令和4年7月）3頁（第38回 消費者法分野におけるルール形成の在り方等検討ワーキング・グループ資料1）。

<sup>10</sup> 第3回第21次国民生活審議会総合企画部会「生活安心プロジェクト」（行政のあり方の総点検）「守る」ワーキンググループ（平成20年1月23日）資料8。

<https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/10311181/www.caa.go.jp/seikatsu/shingikai/kikaku/21th/mamoru/080123shiryo08.pdf>

<sup>11</sup> 東京控決明治38・2・4新聞268号8頁など、戦前の裁判例については、岩原編・前掲（注8）76-79頁〔出口〕で紹介されている。

<sup>12</sup> 大阪地判平成5・10・6訟月40巻7号1385頁（控訴棄却・大阪高判平成10・1・29、上告棄却・最判平成14・9・26）。

<sup>13</sup> 松山地西条支判昭和37・9・11（昭和37年（ヒ）6号）（数年間代表取締役が店舗を閉鎖し行方不明、債務が返済されず更生の見込みがないことを理由に、申立認容）。

<sup>14</sup> 札幌高決昭和43・4・2判時517号81頁（有限会社の社員の持分を差し押さえた債権者は利害関係人に当たらないとする）。

和 60 年の時点で、「これまで法務大臣がこの警告を発出した例はない」とされている<sup>15</sup>。

(2) 利用が少ない理由

・解散命令制度があまり利用されてこなかった理由は必ずしも明確でないが<sup>16</sup>、先行文献で示唆されている点として次のような事情が考えられる（私人が申立人になる場合と法務大臣が申立人になる場合を分けて論じる）。

①私人が申立人になる場合。株主・社員や取締役は、法人格を悪用する当事者自身であるため、そもそも解散命令の申立てを期待することはできない<sup>17</sup>。会社の違法行為の被害者は、債権者その他の利害関係人に当たるため、申立適格はあるが、個々の被害者は「全国各地に居住する一市民」であり、解散命令申立ての要件を主張・立証することは困難であると言われる<sup>18</sup>。また、個々の被害者は、自らの損害回復を望むため、会社の解散よりは、むしろ会社が営業を継続することを望む傾向にあり、弁護士も、依頼者の被害回復を最優先に弁護活動をする責務を負うことから解散命令の利用には消極的になると指摘されている<sup>19</sup>。

②法務大臣が申立人になる場合。法務大臣が解散命令の要件を認定するための手続規定を欠いている（昭和 25 年商法改正により、申立権者が検察官から法務大臣に変更されたが、その際手続面の手当がされなかったことに由来すると指摘されている）<sup>20</sup>。豊田商事事件では、原告は、申立権者である法務大臣は、要件の有無を調査し確認する権限があると主張したが、裁判所により否定されている<sup>21</sup>。現行法は、官庁等が法務大臣に対し、要件該当性に関する証拠を含めて適切な通知をすることを期待していると解されるが<sup>22</sup>、従来は、この通知が積極的に行われてこなかったと考えられる。この点に関し、解散命令の要件が主観的である（「不法の目的」「権限の逸脱・・・濫用」「公益を確保するため会社の存立を許すことができない」等）ために、行政の無謬性・謙抑性への配慮が働き権限行使に消極的となっていた

---

<sup>15</sup> 大森・前掲（注 6）4 頁。

<sup>16</sup> 平成 20 年の「守る」ワーキンググループに提出された法務省資料（前掲注 10）では、「[制度の] 活用を阻害している特段の要因はないものと思われる」との見解が述べられている。

<sup>17</sup> 吉岡和宏「消費者庁の創設と会社解散命令」津谷裕貴弁護士追悼論文集刊行委員会編『消費者取引と法』（民事法研究会、平成 23）348 頁、360-361 頁。

<sup>18</sup> 吉岡・前掲（注 17）361 頁。

<sup>19</sup> 吉岡・前掲（注 17）361-362 頁。

<sup>20</sup> 大森・前掲（注 6）6 頁。

<sup>21</sup> 前掲（注 1）大阪地判平成 5・10・6。

<sup>22</sup> 大森・前掲（注 6）6 頁。

可能性が指摘されている<sup>23</sup>。

### 3 制度活用への期待と課題

#### (1) 制度活用への期待

・以下に述べる通り、解散命令制度には一定の社会的意義があると考えられるため、制度運営のコスト面にも配慮しつつも、制度のより積極的な活用が図られてよいと考える<sup>24</sup>。

・会社は、その事業活動により、多数の消費者・投資者等の一般市民に被害を与えるなど、公益を害することがありうるが、個々の被害者は、訴訟や強制執行などの被害回復のための措置をとるために十分な資力を有しなかったり、また、被害額が被害回復のための費用に見合わないために、そのような措置をとるインセンティブを十分持たない場合がある。また、被害回復の措置をとるのに十分な資力・インセンティブを有する被害者がいる場合にも、そのような被害者は、自己の被害回復に主たる関心があることから、当該会社について破産手続開始を申し立てるなどして被害者の平等救済を図ることよりも、むしろ当該会社の営業を継続させて、自己の被害を回復することを優先する可能性がある<sup>25</sup>。結果として、公益を害するような会社の違法行為が抑止されず、また、被害の回復が十分図られなくなる恐れがある。

・解散命令制度は、公益確保のために必要な一定の場合に、会社の解散を命じることにより、将来に渡って違法行為を阻止することを可能とする。また、その後に裁判所が選任した清算人(会社法478条3項)が清算実務を行うことを通じ、被害の平等回復を図ることもできる。さらに、保全処分により、会社財産の隠匿・散逸を防止することにより、被害回復の可能性をより高めることができる。また、法務大臣が(従わなければ解散命令の申立がされるといふ前提での)警告を発すること自体にも、一定の抑止効果は期待しうる。このように、解散命令制度(特に、法務大臣の申立によるもの)は、私人による法のエンフォースメントが、前段落で述べたような事情で過小である場合に、行政による法のエンフォースメント(以下、「公的エンフォースメント」という)によってその不足を補い、違法行為の抑止および被害

---

<sup>23</sup> 吉岡・前掲(注17)365-366頁。

<sup>24</sup> 第21次国民生活審議会総合企画部会「生活安心プロジェクト」(行政のあり方の総点検)「守る」ワーキンググループ報告(平成20年3月4日)8頁は、違法行為の抑止の確保の観点から、「詐欺や悪徳商法など特に悪質な事業者については、積極的に解散命令を活用する」ことを提案している

([https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/10311181/www.caa.go.jp/seikatsu/shingikai/kikaku/21th/mamoru/080304mamoru\\_hokokusyo.pdf](https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/10311181/www.caa.go.jp/seikatsu/shingikai/kikaku/21th/mamoru/080304mamoru_hokokusyo.pdf))。吉岡・前掲(注17)359-367頁も、解散命令の積極的活用を主張し、そのための制度改善案も提案している。

<sup>25</sup> 吉岡・前掲(注17)361-362頁。

の回復をより実効的に行えるようにするという意義があると考えられる<sup>26</sup>。

・公的エンフォースメントには、解散命令制度の他にも、例えば特定商取引法や金融商品取引法などで用いられる業務停止命令<sup>27</sup>など、種々の手段がある。私人による法のエンフォースメントの不足を補うためには、それらの他の手段の拡充も併せて検討されるべきである。もっとも、業務停止命令を出してもその後に違法行為が繰り返され、十分に公益の確保を図れない場合もある（業務停止命令を繰り返すことで会社の財産が毀損され、被害回復にとっては逆効果になる可能性もある）。そのように、他の手段によっては公益を確保できない場合にとれる手段として、解散命令には存在意義があると考えられる。

## (2) 制度活用のための方策（検討課題）

・現行法上は、法務大臣は独自の調査権限を持たず、関係官庁等からの通知（要件の認定に必要な証拠を含む）に依存する形になっているため、まずは通知を従来より積極的に行うことが検討されるべきである。

・制度の活用のため、解散命令申立の要件をより客観化することが提案されている<sup>28</sup>。立法論として、「公益を確保するため会社の存立を許すことができない」という要件について、何らかの推定規定を設けること（一定以上の被害者数、被害額があり、かつ、業務停止命令など一定の行政措置の後も違反が継続するなど一定の基準を満たす場合は、当該要件の充足を推定することなど）は、考えられるかもしれない。また、そのような立法措置をとらないとしても、法務大臣が解散命令の申立てもしくは会社法 824 条 1 項 3 号による警告をするかどうかの判断基準として、または関係官庁（消費者庁など）が会社法 826 条による通知をするかどうかの判断基準として、上記のような一定の基準を作成し、公表することは検討に値する。

・以前から学説では、本制度を働かせるために「法務大臣の決意に期待」といわれていた<sup>29</sup>。実際に制度を働かせるには、予算措置を伴う人的体制の整備などにも必要になる可能性

---

<sup>26</sup> 解散命令は私人も申立人となりうるが、注 17-19 と対応する本文で述べたように、私人にはこの制度を利用する適切なインセンティブを必ずしも持たないため、法務大臣が解散命令を申し立てる制度に存在意義があると考えられる。

<sup>27</sup> 特定商取引法 8 条 1 項・15 条 1 項・23 条 1 項等、金融商品取引法 52 条 1 項など。財産被害の防止・回復に関する現行制度については、消費者委員会事務局令和 4 年 3 月 29 日「財産被害の防止・回復に関する現行制度」（第 35 回 消費者法分野におけるルール形成の在り方等検討ワーキング・グループ資料 2）（[https://www.cao.go.jp/consumer/kabusoshiki/torihiki\\_rule/doc/035\\_220329\\_shiryou2\\_1.pdf](https://www.cao.go.jp/consumer/kabusoshiki/torihiki_rule/doc/035_220329_shiryou2_1.pdf)）参照。

<sup>28</sup> 吉岡・前掲（注 17）361 頁。

<sup>29</sup> 上柳ほか編・前掲（注 8）176 頁 [島]。

もあり、簡単ではないと思われるが、前述のように本制度には一定の存在意義があると考えられるため、制度活用のための検討が進むことを期待したい。